

最高裁で東電に勝訴確定、次は国との“頂上決戦”へ

3月2日、最高裁は生業訴訟、千葉訴訟、群馬訴訟の3つの事件に対し、国の法的責任に関して口頭弁論を4月に開催することを決めました。一方、東電の上告が不受理とされ東電の賠償支払い義務が確定しました。生業訴訟弁護団事務局長の馬奈木厳太郎弁護士から、最高裁での闘いについて寄稿していただきます。

東電には勝訴したもの、なお道半ば 「生業を返せ、地域を返せ！」

福島原発訴訟弁護団事務局長
弁護士 馬奈木 厳太郎

1

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（生業訴訟）は、原発事故当時、福島県及び隣接県に居住していた方が原告となり、国と東電を被告として、原状回復や損害賠償などを求めている裁判で、第1陣・第2陣あわせて5,000名を超える原告団となっています。事故当時の住所にお住まいの方と、そこから避難した方とが一つの原告団を構成しており、東電はもちろん、国の法的責任を追及することを重視しています。原告団は、裁判を通じて、①原状回復、②原告にとどまらない被害者全体の救済（全体救済）、③脱原発の実現を目指して取り組んでいます。

3月2日、最高裁は、生業訴訟第1陣と、事故後に群馬や千葉に避難した方が原告となっている群馬訴訟、千葉訴訟の3つの事件について、国の法的責任に関して口頭弁論を開くことを決定しました。これにより、3事件については、安全規制の怠りなど国の責任の有無に関して、口頭弁論を経て統一的な判断が示されることになりました。

他方で、東電との関係では、上告が不受理とされ、訴訟は終結することになり、3事件の各高裁判決に従い、東電の賠償支払義務は確定しました。

原発事故の被害者が国や東電に対して被害救済を求めている集団訴訟は約30件ありますが、最高裁が東電に対して賠償を命じた初めての決定となりました。

2

3事件の各高裁判決は、原告の方々の被った損害に対する賠償としては極めて不十分なものではありませんが、東電の原発事故に対する責任を認め、原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）の定めた賠償指針（中間指針）を上回る損害を認定したもので、今回の最高裁決定が、各高裁判決の結論を是認し、法的に確定させたことは極めて重要です。

とくに、生業訴訟においては、原告らの損害について、共通損害として把握し、地域ごとに一律賠償を命じるという判断枠組みが採られてきましたが、この判断枠組みでは原告の方も原告ではない方も同等の損害を被っていることが認定されることになるので、最高裁がそうした判断

枠組みを肯定したことは、賠償基準の改訂など、原告の方にとどまらない被害者全体の救済に向けて弾みとなるものです。

現に、最高裁の決定が出て以降、地元紙である福島民報や、毎日新聞などが、論説や社説において、賠償基準を改めるべきだとの主張を述べています。こうした社会的な動向や世論もふまえ、3事件の原告団・弁護団では、3月10日、原賠審に対して、賠償基準を改訂すること、改訂するに際しては、被害者の声を聞くなど、被害者を策定プロセスに関与させることを求める要請書を提出するとともに、3月28日には、福島県に対して、賠償基準を改訂するよう原賠審に働きかけることを求める要請も行いました。最高裁決定を受けて、東電はもちろん、国もその趣旨に応えよと求める声、が、広がっています。

3

とはいえ、今回の決定は、東電に勝訴したにすぎません。現行法の建付けや現在の東電の状況をふまえると、私たちが東電に対して法的に求められること、東電が出来ることというのは、賠償を除けば、それほど多くはないというのが実際のところだと思います。

そうしたことから、やはり国の法的責任というのが大きなポイントとなります。国との“頂上決戦”がまだ残っていますが、私たちとしては何としても勝たなければと考えています。

国に勝訴し、国も加害者だということが法的に決着すると、国は法的義務として被害救済を行わなければならないとなります。そして、事故による被害は多様で、お金だけの話ではありません。医療や生活再建、除染などについて、被害に即した形で、被害に見合った形での救済が必要となりますし、法律を制定し、制度化する、そうしたことを求めていることとなります。最高裁で判決を取ってほしいというわけにはいきません。

しかしながら、判決は紙に書かれた文章にすぎません。そこには、「国には事故について法的責任がある」と書かれてあるかもしれませんが、判決が何か勝手に責任をとらせてくれるわけではありません。判決によって責任が自動的に何らかの動きを作り出すわけでもありません。誰が国の法的責任を果たさせるのかといえば、それは結局、主権者である私たち以外にはありえないのです。

その意味では、生業訴訟の取り組みというのは、地震・津波・原発事故という三重苦に晒されながら、なお自ら声をあげなければならなかった被害者の人たちが、主権者たらんとする実践であったともいえます。そうした声や想いが広がることによって、「私憤」が「公憤」へと昇華したのが、まさに生業訴訟の一つの特徴です。

人の命や健康よりも企業の経済活動を優先させるような社会のありようを改めよう——そうした当たり前の考えを社会通念として確立するよう、私たちは全力を尽くします。



▲令和2年9月30日、仙台高裁判決。今夏には最高裁の判断が示される



▲3月28日、東電の賠償確定を受け福島県への要請

農民連フラッシュ flash

3.11重税反対行動

3月14日に第36回3.13重税反対統一行動を相馬市総合福祉センター（はまなす館）にて相双地区集会を行いました。集会後には相馬税務署までのデモ行進を行い、税務署長への要望書の読み上げ後、集団申告を行いました。新型コロナの影響の中、浜通り農民連からは57名もの参加者がありました。

浜通り農民連 佐藤 勝彦



「みそ」を仕込みました

食べる人とつくる人の共同作業で栽培した大豆を使い味噌を仕込みました。これから、昨秋に種をまいた小麦の収穫、大豆の種まきと作業は続きます。今年もアグロエコロジーを実践し続けます。



太陽光発電用地をお貸しいただける方を募集しています。

- ① 福島市
- ② 約2000～3000㎡の遊休地
- ③ 日当たりがよい
- ④ 宅地、雑種地、林地、原野、農地などの地目の土地
- ⑤ 賃貸条件：100円/坪（年）



【連絡先】

福島農民連産直農業協同組合 担当：佐々木健洋
Tel 024-546-7229 fax 024-546-8804
メールアドレス：stake@vmail.pala.or.jp

ご連絡いただければ、現地を確認させていただきます。